

# 岐阜県災害廃棄物処理計画の概要

## 第1編 総則

計画 P3～12

### 策定の背景と目的

#### 1 これまでの県の取り組み

- ・南海トラフ地震などによる災害に対する備えを進めるため、平成18年に「岐阜県地震防災行動計画」を策定
- ・災害廃棄物対策に関しても、県内の廃棄物事業者団体との協定の締結や県内市町村による広域応援体制の確立のため「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を平成19年に策定

#### 2 国（環境省）の動向

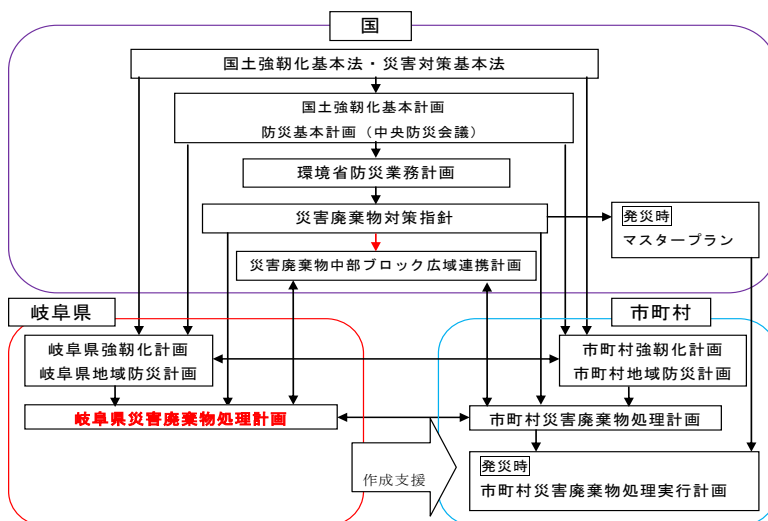
- ・国は、東日本大震災における災害廃棄物処理の経験を踏まえて、平成26年に地方公共団体の災害廃棄物対策の指針となる「災害廃棄物対策指針」を提示

#### 3 本計画の策定

- ・県は、災害廃棄物対策指針を踏まえ、東日本大震災において浮き彫りとなった多くの課題（例：市町村庁舎の被災による行政機能の低下、行政組織体制・情報通信網の混乱、住民生活の支援等）を考慮して、従来の「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」の内容を見直し、新たに計画を策定

### 計画の位置付け

計画は、岐阜県強靱化計画及び岐阜県地域防災計画に基づく計画であるとともに、国が作成した災害廃棄物対策指針（平成26年3月）に基づくもの

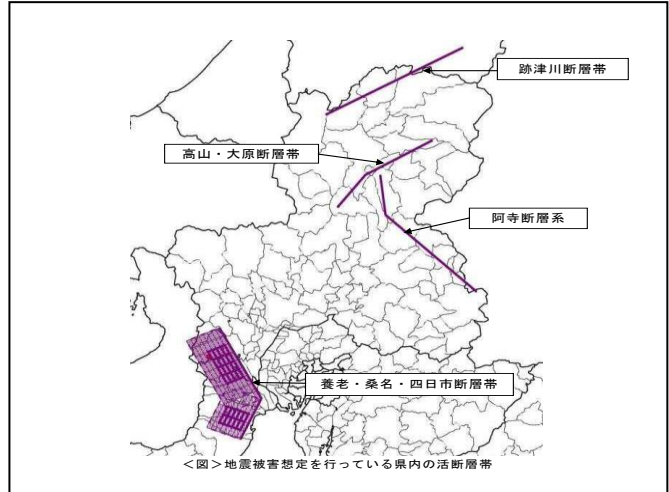


## 対象とする災害と被害想定

地震、風水害、その他の自然災害を対象とするが、被害想定については、被害規模の大きい5つの地震による廃棄物発生量等を推計

### ○被害規模の大きい5つの地震

- ①南海トラフ巨大地震
- ②4つの内陸直下型地震
  - ・養老-桑名-四日市断層帯地震
  - ・阿寺断層系地震
  - ・跡津川断層帯地震
  - ・高山・大原断層帯地震



### 南海トラフの巨大地震等被害想定調査により示された地震・規模・家屋被害

| 地震           | 規模   | 家屋被害   |         |       |
|--------------|------|--------|---------|-------|
|              |      | 全壊(棟)  | 半壊(棟)   | 焼失(棟) |
| 南海トラフ巨大地震    | M9.0 | 35,000 | 100,000 | 210   |
| 養老-桑名-四日市断層帯 | M7.7 | 68,000 | 113,000 | 1,300 |
| 阿寺断層系        | M7.9 | 16,000 | 37,000  | 160   |
| 高山・大原断層帯     | M7.6 | 17,000 | 32,000  | 280   |
| 跡津川断層帯       | M7.8 | 20,000 | 39,000  | 380   |

## 災害廃棄物処理の基本方針

- 最終処分量をできるだけ少なくする観点から、仮置場における分別の徹底等により、可能な限り再資源化を進める。
- 復旧・復興の妨げとならないよう、発災から3年以内に災害廃棄物进行处理することとし、3年以内に処理できないおそれがある場合、広域応援体制を構築する。
- 被災市町村の行政機能が喪失した場合には、県は地方自治法に基づく事務委託を受け、自ら災害廃棄物処理を行う。

## 計画の見直し

「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」による被害想定が見直された場合、処理施設の新たな設置や廃止、処理施設の耐震化等により災害廃棄物の処理能力が著しく増減した場合及び計画に基づく訓練等により是正すべき計画の課題が抽出された場合など、必要に応じて計画を継続的に見直すことにより、より実効性のある計画を目指す。

### 1 組織体制、指揮命令系統

- ・「岐阜県地域防災計画」に基づき、組織体制、指揮命令系統を規定

### 2 職員への教育訓練

- ・計画の内容を平常時から職員に周知し、災害時に計画が有効に活用されるよう職員の教育訓練を継続的に実施
- ・教育訓練は、災害時に情報が混乱することを避けるための情報伝達訓練や、災害を想定したシミュレーション訓練を実施
- ・災害廃棄物の処理に関する知見を得るため、過去の地震災害や水害における災害廃棄物処理に関する研修会を開催
- ・教育訓練や研修会により計画の課題を抽出し、計画の継続的な見直し

### 3 協力支援体制

- ・県は、災害廃棄物処理に関連した下記の応援協定を締結
- ・災害廃棄物を迅速に処理することができるよう、既に協定を締結した事業者団体以外にも協定を締結する必要がある団体を検討し、協定を締結するよう努める
- ・また、既に締結した協定に関しても内容の見直しについて検討し、迅速な災害廃棄物の処理体制を構築

#### ○県内市町村

「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」を締結

#### ○他都道府県

全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国都道府県）

災害時等の応援に関する協定書（中部7県1市）

災害時の相互応援協定（石川県、福井県、鹿児島県）

#### ○事業者団体

岐阜県環境整備事業協同組合

岐阜県清掃事業協同組合

岐阜県土木建築解体事業協同組合

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

岐阜県建設業協会

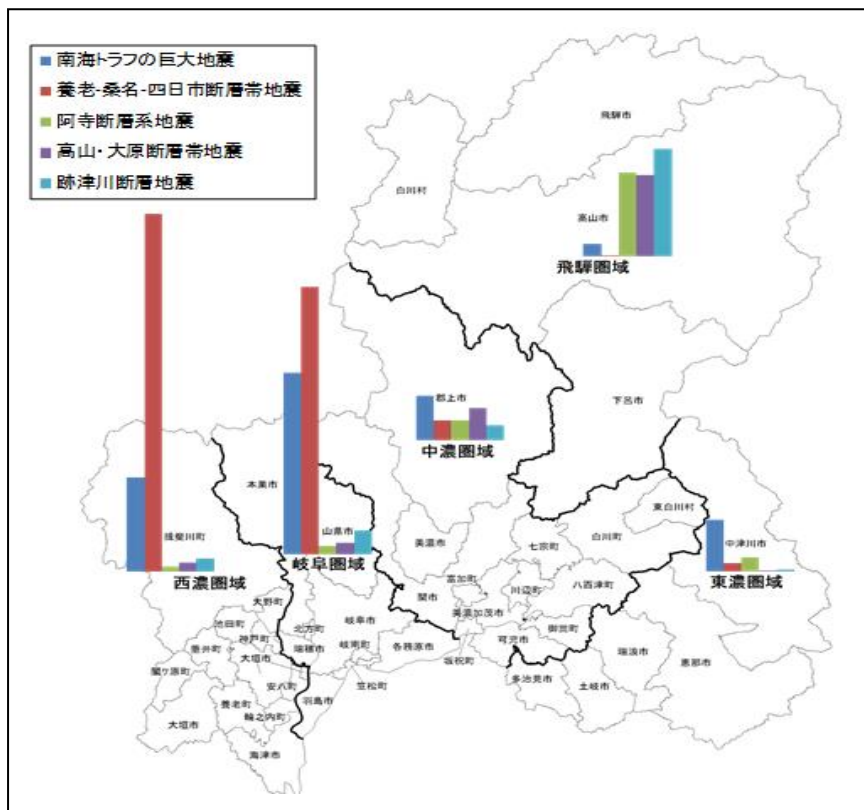
岐阜県石油商業組合 ほか

#### 4 災害廃棄物発生量等の推計

- ・「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」で示された5つの地震による被害想定により災害廃棄物の発生量を推計し、既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握し、広域的な処理計画を作成

##### (1) がれき類発生量の推計

がれき類について、「南海トラフ巨大地震の被害想定（平成25年3月）中央防災会議」におけるがれき類発生量の推定式を用い、解体建築物の棟数（解体棟数）は、全壊・焼失棟数に加え、半壊棟数を考慮し、発生量を推計



| 種類      | 南海トラフの巨大地震 | 内陸直下型          |         |            |          |         |
|---------|------------|----------------|---------|------------|----------|---------|
|         |            | 養老-桑名-四日市断層帯地震 | 阿寺断層系地震 | 高山・大原断層帯地震 | 跡津川断層帯地震 |         |
| がれき類    | 6,539千t    | 11,167千t       | 2,217千t | 2,282千t    | 2,736千t  |         |
|         | 100.0%     | 100.0%         | 100.0%  | 100.0%     | 100.0%   |         |
| がれき類内訳  | 木くず        | 1,190千t        | 2,004千t | 452千t      | 464千t    | 555千t   |
|         |            | 18.2%          | 17.9%   | 20.4%      | 20.3%    | 20.3%   |
|         | コンクリートがら   | 4,056千t        | 7,008千t | 1,208千t    | 1,256千t  | 1,513千t |
|         |            | 62.0%          | 62.8%   | 54.5%      | 55.0%    | 55.3%   |
|         | 金属くず       | 226千t          | 381千t   | 64千t       | 67千t     | 81千t    |
|         | 3.5%       | 3.4%           | 2.9%    | 2.9%       | 3.0%     |         |
| その他(残材) | 1,067千t    | 1,774千t        | 493千t   | 495千t      | 587千t    |         |
|         | 16.3%      | 15.9%          | 22.2%   | 21.7%      | 21.5%    |         |

## (2) 県内の廃棄物処理施設の処理可能量の推計

現状の稼働状況により、余力を算定し、処理可能量を推計

### ○処理可能量

- 1) 焼却・・・処理能力と年間処理実績の差により余力を求め、3年間の処理可能量を算出

3年のうち処理できる期間は、焼却施設の復旧期間を考慮して3ヶ月見込み、さらに施設の点検期間を考慮し年あたりの施設の稼働日数は292日として推計

### ○3年間のうち処理できる日数

$$(3 - 0.25) \text{年} \times 365 \text{日/年} \times 0.8 = 803 \text{日}$$

- 2) 最終処分・・・残余容量と年間埋立実績の10年分の差により、10年後の残余容量を算出

(単位：千t)

| 圏域  | 処理可能量 |      |
|-----|-------|------|
|     | 焼却    | 最終処分 |
| 岐阜  | 222   | 284  |
| 西濃  | 132   | 182  |
| 中濃  | 90    | 463  |
| 東濃  | 93    | 1112 |
| 飛騨  | 53    | 57   |
| 県全体 | 590   | 2098 |

### (3) 仮置場の必要面積の推計

迅速な災害復旧及びがれき類の分別・リサイクルを図るための仮置場を早期に確保できるよう、各市町村ごとに必要となる仮置場の必要面積を算定

#### 結果

仮置場が不足する圏域が存在

南海トラフの巨大地震・・・岐阜圏域

養老－桑名－四日市断層帯地震・・・岐阜圏域、西濃圏域

| 想定災害 | 項目             | 南海トラフの巨大地震 | 養老－桑名－四日市断層帯地震 | 阿寺断層系地震 | 高山・大原断層帯地震 | 跡津川断層地震 |
|------|----------------|------------|----------------|---------|------------|---------|
| 岐阜圏域 | 仮置場必要面積 (ha)   | 114.2      | 166.8          | 8.2     | 10.0       | 17.4    |
|      | 市町村候補地箇所数 (箇所) | -          | -              | -       | -          | -       |
|      | 使用可能面積 (ha)    | 102.6      | 102.6          | 102.6   | 102.6      | 102.6   |
|      | 充足率 (%)        | 89.9       | 61.5           | 500以上   | 500以上      | 500以上   |
| 西濃圏域 | 仮置場必要面積 (ha)   | 61.3       | 225.6          | 4.7     | 7.6        | 12.3    |
|      | 市町村候補地箇所数 (箇所) | -          | -              | -       | -          | -       |
|      | 使用可能面積 (ha)    | 139.3      | 139.3          | 139.3   | 139.3      | 139.3   |
|      | 充足率 (%)        | 227.3      | 61.8           | 500以上   | 500以上      | 500以上   |
| 中濃圏域 | 仮置場必要面積 (ha)   | 32.4       | 15.6           | 16.9    | 23.7       | 13.4    |
|      | 市町村候補地箇所数 (箇所) | -          | -              | -       | -          | -       |
|      | 使用可能面積 (ha)    | 70.6       | 70.6           | 70.6    | 70.6       | 70.6    |
|      | 充足率 (%)        | 217.8      | 452.4          | 417.6   | 297.8      | 500以上   |
| 東濃圏域 | 仮置場必要面積 (ha)   | 33.2       | 6.4            | 11.0    | 2.4        | 2.4     |
|      | 市町村候補地箇所数 (箇所) | -          | -              | -       | -          | -       |
|      | 使用可能面積 (ha)    | 56.5       | 56.5           | 56.5    | 56.5       | 56.5    |
|      | 充足率 (%)        | 170.0      | 500以上          | 500以上   | 500以上      | 500以上   |
| 飛騨圏域 | 仮置場必要面積 (ha)   | 9.3        | 0.6            | 54.5    | 52.8       | 70.5    |
|      | 市町村候補地箇所数 (箇所) | -          | -              | -       | -          | -       |
|      | 使用可能面積 (ha)    | 126.4      | 126.4          | 126.4   | 126.4      | 126.4   |
|      | 充足率 (%)        | 500以上      | 500以上          | 232.0   | 239.5      | 179.3   |

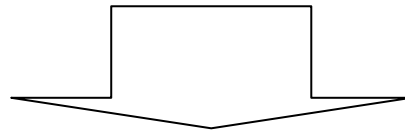
#### (4) 災害廃棄物の広域処理フロー

想定災害ごとに、県内全体の災害廃棄物処理フローを作成

#### 結果

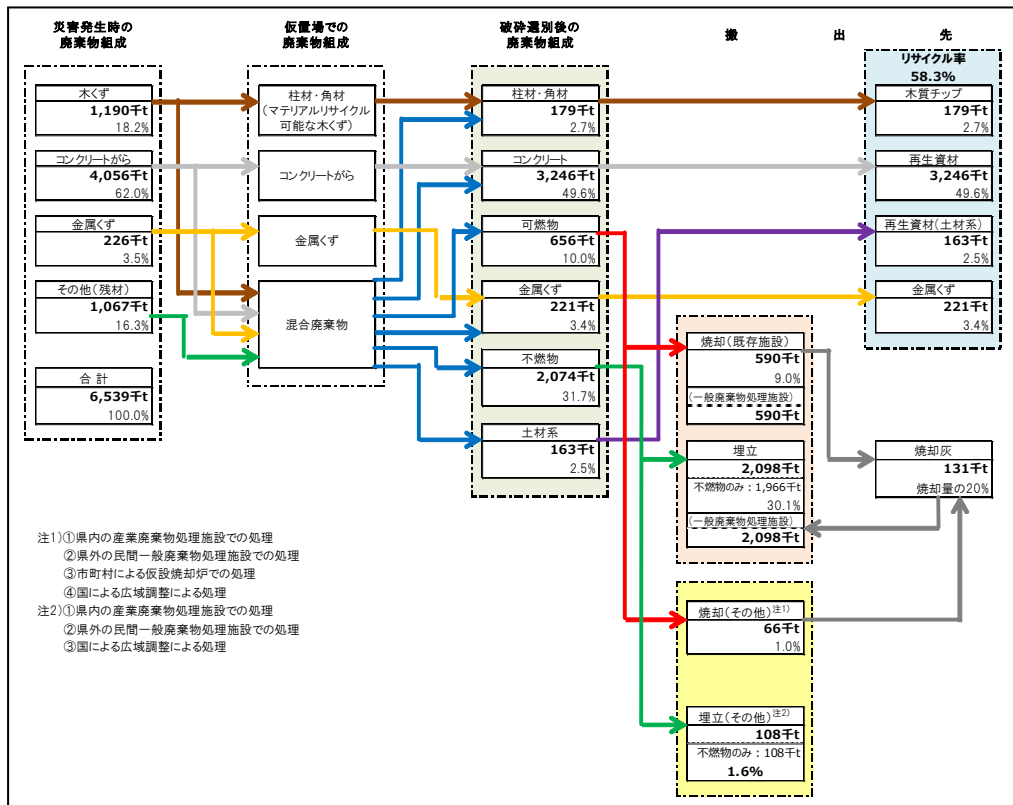
県内の一般廃棄物処理施設における広域処理によっても3年以内に災害廃棄物を処理することができない圏域が存在

南海トラフの巨大地震・・・岐阜圏域、西濃圏域、飛騨圏域  
 養老－桑名－四日市断層帯地震・・・岐阜圏域、西濃圏域



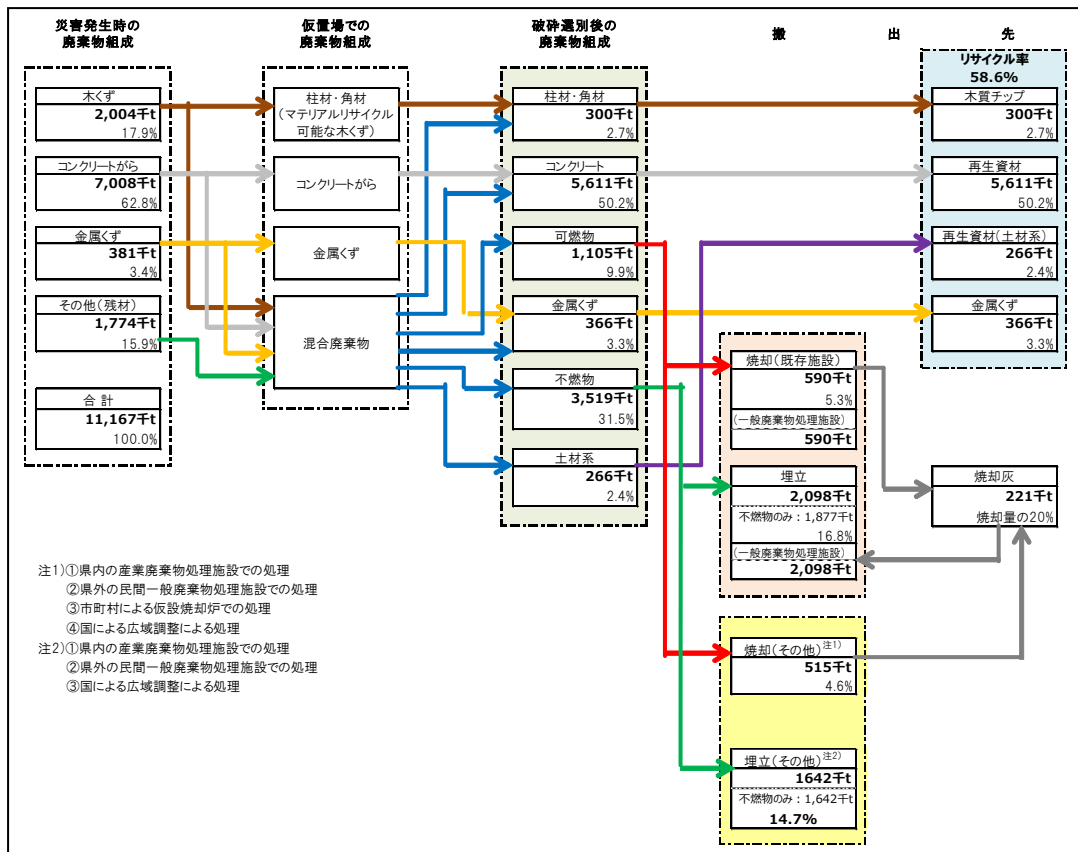
県内の一般廃棄物処理施設における処理によっても3年以内に処理ができない災害廃棄物については、県内の産業廃棄物処理施設、県外の民間一般廃棄物処理施設での処理等により災害廃棄物の処理を行う必要がある

#### ①南海トラフの巨大地震

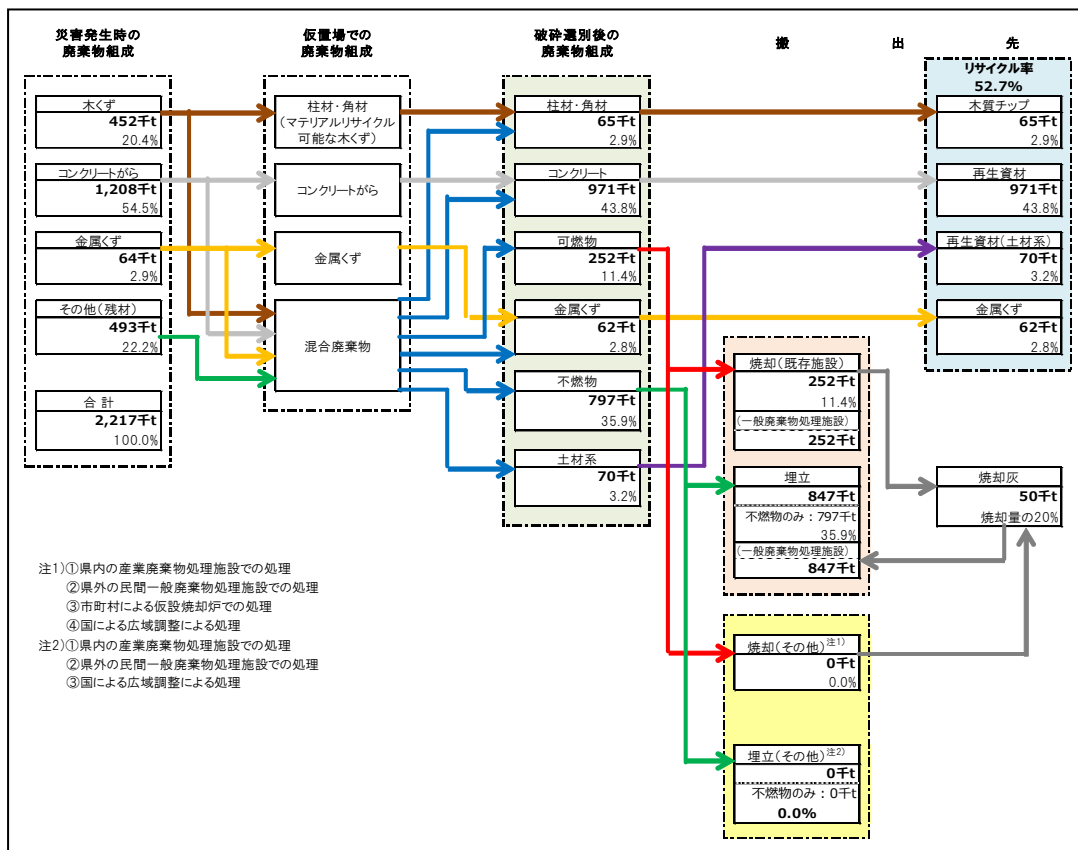




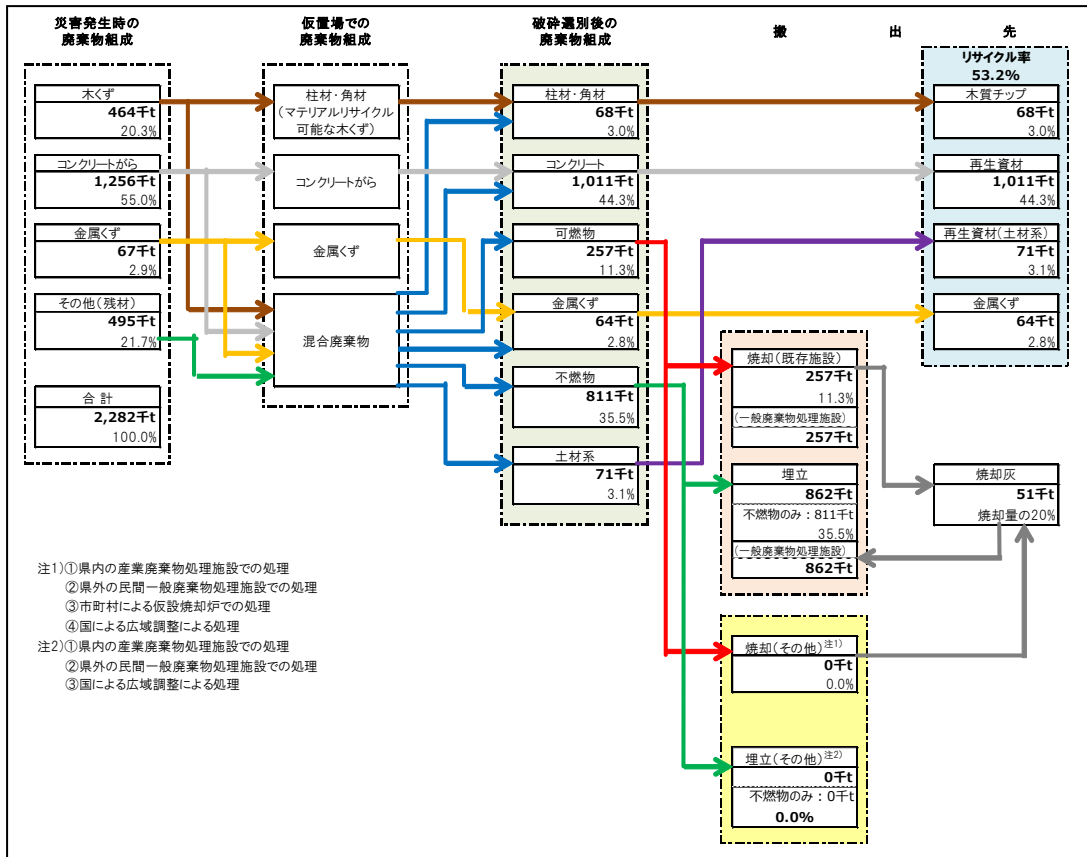
## ②養老・桑名・四日市断層帯地震



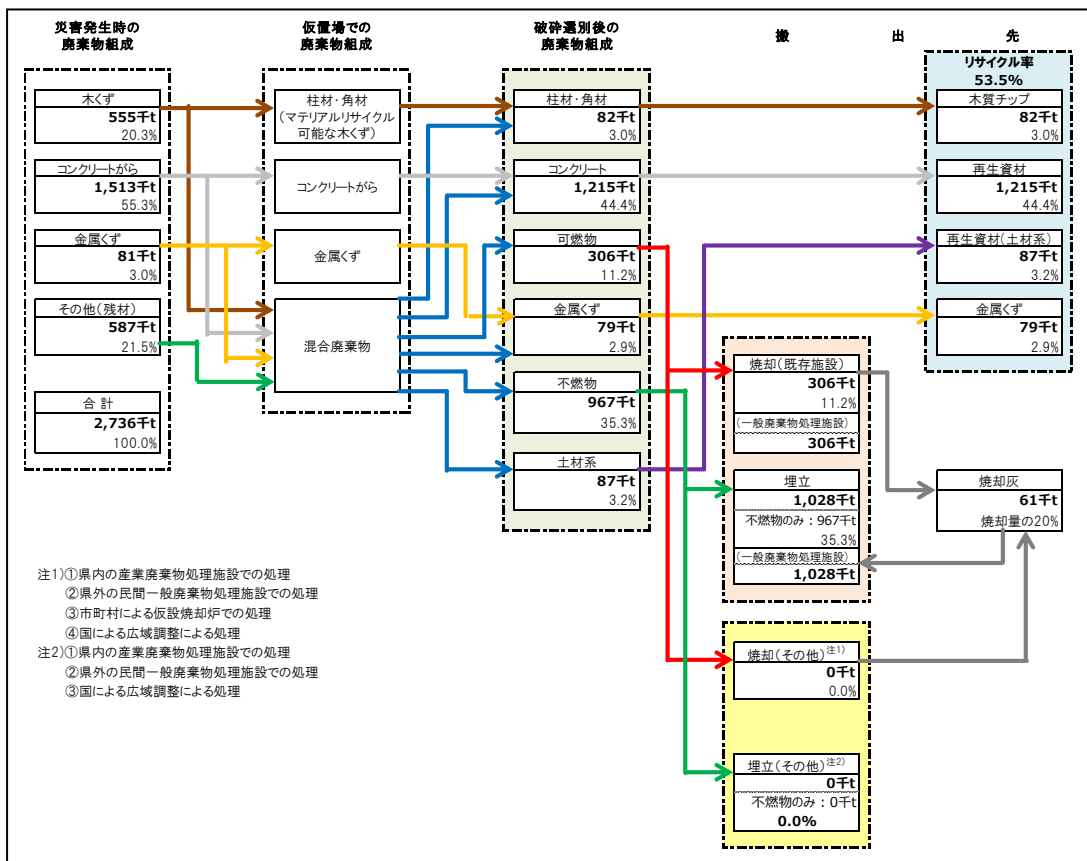
## ③阿寺断層系地震



④高山・大原断層帯地震



⑤跡津川断層帯地震



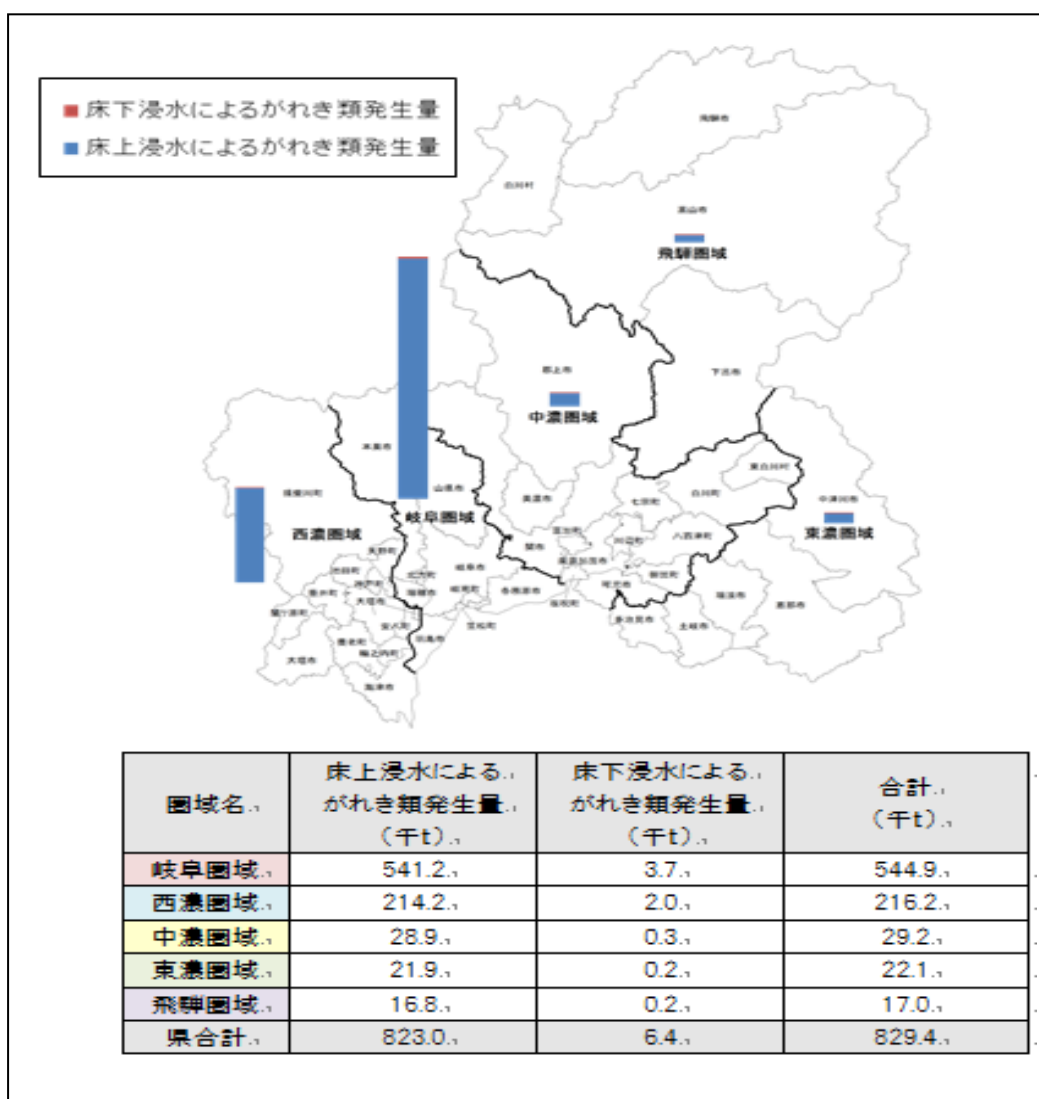
### (5) 今後の県の取り組み

災害廃棄物の処理を円滑に行うために、県は以下の取り組みを実施

- ・ 県内の広域処理体制を確保するため、市町村間の協議の場を設定
- ・ 市町村に対し仮置場、最終処分場の確保及び既存の一般廃棄物処理施設の耐震化、補修資材・燃料の確保を要請
- ・ 災害時に県内の産業廃棄物処理施設が活用できるよう、設置者と協議

### (6) 水害によるがれき類発生量の推計

- ・ 県で作成した浸水想定区域図に基づき、水害によるがれき類の発生量を推計
- ・ 県は、市町村が管理する河川による被害想定について、各市町村において本計画で示す推計方法に準じて水害廃棄物の発生量を推計するよう助言



**1 情報収集**

- ・環境生活部災害対応マニュアルに基づき、被災市町村及び一部事務組合へ報告を依頼し、報告事項、集計時点、報告時点を明らかにし、情報の定時取りまとめ

| 区 分            | 情報収集項目                |
|----------------|-----------------------|
| 廃棄物発生状況        | 災害廃棄物発生量の推計値          |
| 廃棄物処理施設の被害状況   | 施設の被害状況、復旧見通し、必要な支援内容 |
| 仮置場整備状況        | 仮置場の設置場所と規模、必要資材の調達状況 |
| 腐敗性・有害廃棄物の発生状況 | 腐敗性・有害廃棄物の種類・量、発生状況   |
| 避難所ごみ・し尿の処理状況  | 収集運搬・処理状況、必要な支援内容     |

**2 協力・支援体制**

- ・災害廃棄物処理に関し、国、支援地方公共団体、事業者団体へ取りまとめた情報を提供するとともに、支援を要請

**3 被災市町村への人材派遣**

- ・廃棄物処理に関して市町村から職員派遣の要請があった場合には、職員を派遣
- ・市町村から、災害により発生した有害廃棄物や処理困難な廃棄物の処理方法について助言の要請があった場合には、国、有識者及び民間事業者団体等で構成される災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.waste-Net）等を活用し支援

## 第2編 第3章 災害廃棄物の広域処理（復旧・復興期）

計画 P65～71

### 1 災害廃棄物処理実行計画

#### (1) 災害廃棄物処理実行計画の作成

- ・被災市町村は、マスタープラン及び市町村災害廃棄物処理計画を基本として、災害廃棄物処理実行計画を作成
- ・県は、被災市町村の災害廃棄物処理実行計画作成を支援

#### (2) 発生量・処理可能量・処理見込み量

- ・県及び被災市町村は、被害状況を踏まえて、災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行い、推計結果は定期的に相互に照らし合わせをするとともに、被害の判明状況及び災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて見直し

#### (3) 災害廃棄物処理の進捗管理

- ・県は、発生量と仮置場における処理量を情報収集することにより、災害廃棄物処理の進捗管理を実施
- ・災害廃棄物の発生量については、発災直後、被害棟数から概ねの災害廃棄物発生量を推計した後、仮置場に集積した廃棄物の容量、表面組成から実際の発生量を推計するなど、随時見直し

### 2 がれき類の広域処理

- ・がれき類発生量の推計結果から、県内の一般廃棄物処理施設における広域処理体制を構築
- ・県内の一般廃棄物処理施設における広域処理によっても、3年間で処理できないがれき類が発生したときは、県内の産業廃棄物処理施設、県外の民間一般廃棄物処理施設、市町村による仮設焼却炉での処理を検討

### 3 し尿の広域処理

- ・し尿収集必要量の推計結果から、既存施設（し尿処理施設、下水道処理施設）における広域処理体制を構築

### 4 県を越えた災害廃棄物処理の広域調整

- ・近接する県の一般廃棄物処理施設の稼働状況を把握し、受入を調整
- ・県を越えた広域調整は、国が中心となり、中部ブロック各県での連携・協力体制を構築中

### 1 県による代行処理

被災市町村が甚大な被害を受け行政機能が喪失した場合は、災害廃棄物の処理を県が代行

### 2 国による代行処理

大規模災害時に一定の要件を満たす場合は、災害廃棄物の処理を国が代行  
[一定の要件]

- ①被災市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
- ②指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
- ③指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性